

令和5年第1回 七飯町総合教育会議議事録

令和5年2月6日 開会
令和5年2月6日 閉会

七飯町総務課
七飯町教育委員会教育総務課

令和5年第1回七飯町総合教育会議

令和5年2月6日(月曜日)午前10時55分開会

○議事

協議事項

- (1) 令和5年度七飯町教育行政方針について

○出席委員(6名)

町長	杉原 太	教育長	與田 敏樹
教育委員	山川 俊郎	教育委員	加屋本 旬
教育委員	信夫 恵美子	教育委員	菅 沼 由美

○本会議の書記・説明員

事務局・説明員	中村 雄司	(総務課長)
事務局・説明員	松本 博和	(総務課総務係長)
事務局・書記	岩井 元	(総務課総務係主査)
説明員	倍 楼 司	(教育委員会教育総務課長)
説明員	柴田 憲	(教育委員会学校教育課長)
説明員	竹内 圭介	(教育委員会生涯教育課長)
説明員	高橋 雅貴	(教育委員会スポーツ振興課長)
説明員	福永 崇弘	(教育委員会学校給食センター長)
説明員	三浦 啓輔	(教育委員会教育総務課庶務係長)
説明員	大竹 亮司	(教育委員会教育総務課庶務係)

○会議運営要項第9条の規定により指名された議事録署名委員

教育委員 山川 俊郎

午前10時55分 開会

1 開会

●事務局（総務課長）

それでは、定刻より若干早いですけれども、傍聴される方も全て、皆様見えられておりますので、令和5年第1回七飯町総合教育会議を開会いたします。私、総務課長の中村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

着席にて、進行をさせていただきます。

会議は原則公開であります。案件によっては、非公開とする場合もあります。

傍聴者の方におかれましては、配布いたしました「教育委員会傍聴人規則」に準じ、第4条に規定してあります行為をしてはならないとなっておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

また、会議終了後には議事録を作成し、公表することに努めなければならないことから、この会議を招集いたしました町長と、この会議で指名いたしました署名委員の署名をいただいたのち、公表することにしたと思います。

2 町長挨拶

●事務局（総務課長）

それでは次第に従いまして、町長よりご挨拶をお願いいたします。

●町長

皆さんこんにちは。本日は、令和5年第1回七飯町総合教育会議をご案内させていただきましたところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

総合教育会議においては、教育振興にかかる基本的な方針、大綱を策定すること、また、重点的あるいは、緊急の場合に講ずるべき施策について協議・調整する場でございます。

豊かな人間性と創造性を備え、社会の発展に貢献する人間性を育み、家庭や地域、関係機関が一体となった教育の推進は、委員の皆様のご理解ご協力の賜物であると思ひ、改めて感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、令和5年第1回七飯町議会定例会が3月2日から行われる予定でありまして、令和5年度の七飯町施政方針及び七飯町教育行政方針を述べさせていただいております。

本日は、「令和5年度七飯町教育行政方針」を協議事項とさせていただきます。

つきましては、この会議の場で総合的な見解に基づき、委員の皆様のご意見を賜りながら、協議をさせていただきたいと思ひますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

●事務局（総務課長）

会議の進行につきましては、七飯町総合教育会議運営要項第4条の規定に基づき、町長が議長となりますので、よろしく願いいたします。

3 議事録署名委員の決定

●町長

それでは、早速議事に入っていきたいと

思います。

最初にですね、総合教育会議の議事録署名委員の決定ということになりますけれども、今回は山川委員にお願いをしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(委員より「異議なし」の声あり)

それでは、山川委員宜しく願います。

4 議題 協議事項

(1) 令和5年度七飯町教育行政方針について

●町長

議事録署名委員は山川委員ということで議題の方に入らせていただきます。協議事項(1)「令和5年度七飯町教育行政方針」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局(教育総務課長)

教育委員会教育総務課長の倍楼でございます。着席にてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

協議事項(1)「令和5年度七飯町教育行政方針」について、提案説明を申し上げます。

七飯町教育行政方針は、令和3年から7年度までを計画期間とし、第三次七飯町教育振興基本計画を基に、具体的な考え方の概要を示したものでございます。教育に関わる根幹的な事項は継続して、前年度の方針を踏襲し、既に実施された事業や開始した事業については削除し、新たな事業については追記をし、併せて文言の整理を行っております。

では、七飯町教育行政方針の1頁をお開き願います。

それでは、方針案を読み上げ、説明に代えさせていただきます。また、説明を要する変更点についてはその都度、補足説明をさせていただきますので、ご了承くださいませようよろしくお願い申し上げます。

I はじめに

令和5年第1回七飯町議会定例会の開会にあたり、本年度の七飯町教育行政方針の概要について申し上げます。

今年も、教育大綱として策定した教育振興基本計画に基づき、誰一人取り残さない持続可能な教育行政を推進してまいります。

学校教育にあつては、すべての子どもたちに夢をもつことの大切さを育む教育を、さらにその夢を実現できる力を身に付けさせる教育を目指します。

生涯教育にあつては「夢があるからこそ人は努力する、夢をもつことが今を楽しく生きるための第一歩である」を基本に、年齢に関わらず夢と希望を抱き続けられる教育を推進します。

また、地元卒業生の入学者数の拡大、定員確保を図るため、行政担当部局と連携はもとより、在校生の意見も参考にしながら七飯高校の魅力化アップの取組を引き続き検討します。

一方、大変厳しい財政状況の中、大型事業への着手も予定しており、事務事業、施設管理の見直しは必須の課題です。子どもたちや町民への影響に配慮しながら見直しを行ってまいります。

また、経費削減のため、本年度から所管施設照明器具のLED化を順次進めてまいります。

補足でございます。

今年度の方針のテーマを「夢」としてございます。また、その下に記載の七飯高校のところにおいては、生徒の活動の中で高校の魅力化を検討しておりますので、その点を追記してございます。また、最後のところの大型事業は、今年度から図書館、スポーツセンター等の建設、七飯中学校の長寿命化改修を進めてまいります。

II 教育基本方針

教育は、豊かな人間性と創造性を備え、社会の発展に貢献する人間を育成するという「人づくり」の使命を担うものであります。

新型コロナウイルス感染症対策を引き続き行いながら、本年度も学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、施設整備、地域色豊かな伝統・文化の継承や文化財の保護などの施策を実施してまいります。

III 令和5年度の主要施策

令和5年度において、七飯町教育委員会が教育振興基本計画に基づき取り組む主な施策について申し上げます。

第1 開かれた教育行政の推進

町民の信頼に応える教育行政を推進するため、七飯町総合教育会議との連携や教育委員会会議の公開、情報発信、教育行政方針の点検・評価及び公表を行い、地域に根差し開かれた教育委員会を目指します。

第2 幼児教育の充実

幼児期の教育は、能力開発、身体育成、人格形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切です。教職員の資質向上はもとより、家庭から幼児教育施設、幼児教育施設から小学校への円滑な移行、家庭や地域、関係機関が一体となった幼児教育の推進に努めてまいります。

第3 学校教育の充実

新たな感染症の流行や自然災害など不測の事態に直面しても、児童生徒の学びが保障できる教育環境の実現を目指します。

持続可能な特別活動として見直しを図った学校行事等について、教育活動としての意義を学校・地域が共有し、地域ぐるみで児童生徒の成長を支援します。

(1) 学校経営の充実

校長のリーダーシップのもと教育課題解決のため、全教職員の創意が発揮できる協働体制の確立に努めます。教員の減少に伴い校内で各教科等の研修を深めることが難しくなっており、渡島教育局や渡島教育研究所、七飯町教育研究所と連携し、教職員の資質向上や学校経営の改善等に努めます。

働き方改革を進め、教職員にとって働き甲斐のある学校を目指すには、地域や保護者の理解と協力が不可欠です。中学校区単位でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進します。

(2) 基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実

児童生徒の育ちと9年間の学びの連続性を大切にしながら、各学校の重点教育目標達成に向けた特色ある教育課程を編成・実施します。

学習支援員を継続して配置し、児童生徒一人一人の学習状況に応じたきめ細かな学習指導を行い、全ての児童生徒に基礎・基本の確実な定着と活用する力を育て、誰一人取り残さない教育を目指します。

また、学力向上には、家庭での学習習慣の確立が不可欠なため、引き続き各家庭にリーフレット「七飯町家庭学習の手引き」の積極的な活用を促します。

(3) 道徳教育の充実

実社会や実生活との関わりを考える中で、命を大切に作る心や規範意識を育成します。

また、ボランティア活動や体験的な活動を推進し、自発的な福祉活動や地域に根差した活動を通して豊かな人間性を育てます。

(4) いじめ対策等の充実

「いじめ」は絶対に許されないことです。一方、学校に携わるすべての関係者が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という意識を常に持ち続け、いじめの未然防止、早期発見に努めます。

万が一いじめが発生した時には、いじめを受けた児童生徒の対応に万全を期すとともに、いじめを行った児童生徒には毅然とした指導を行い、いじめを受けた児童生徒の立場に立った解決を図ります。

「七飯町いじめ防止基本方針」について、昨年度改定された「北海道いじめ防止基本方針」に合わせて見直しを行うとともに、本年度も7月を「いじめ根絶月間」と定め、児童生徒から標語を募集し、いじめ防止等に関する啓発を行います。

また、児童生徒に対する虐待の早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を一層深めます。

(5) 生徒指導の充実

不登校対策等については、学校教育指導主事、教育支援センター「レインボー」指導員等が一体となって学校と連携し「レインボー」への通級や各中学校に配置しているスクールカウンセラーの活用など、総合的なサポート体制の充実を図ります。

また、家庭環境等に課題がある場合は、町長部局と連携をとり対応します。

校外生活における児童生徒の安全安心を

確保するため「七飯町生徒指導推進連絡協議会」の活動を支援するほか、定期巡回や子ども110番の家の拡充等に努めます。

(6) 学校体育と学校保健指導の充実

七飯町の児童生徒の体力・運動能力は、低い傾向にあり、引き続き生活習慣の改善と併せて、学校体育の充実、生涯スポーツの基礎づくりを進め、健康な身体づくりを推進します。

また、心の教育、性教育、食育、がん教育等の推進を図り、児童生徒の健康意識の向上に努めます。

(7) 特別支援教育の充実

特別支援教育支援員を引き続き各学校に配置し、児童生徒一人一人の多様な個性を引き出すため、個々の実態や教育的ニーズに応じる適切で一貫した特別支援教育の充実を図ります。また、幼稚園等や町立学校における校種間の円滑な連携・接続のため、教育支援委員会で適正就学に向けた相談・指導の充実を図ります。

(8) 環境教育の充実

七飯町は、ラムサール条約登録湿地のある大沼国定公園や赤松街道など豊かな自然環境に恵まれていることから、それぞれの地域の特性等を踏まえた環境教育の充実を図ります。

(9) 国際理解教育の充実

国際社会の一員として信頼され活躍する人材を育成するため、異文化理解に必要な交流活動等への積極的な参加を推進します。

また、語学教育ではチームティーチングによる英語教育の充実を図ります。

さらに、小中高等学校の教職員で組織する「七飯町小中高英語教育連携協議会」を継続して支援し、小学校外国語活動・外国語科

の充実や中高連携の強化を図ります。

(10) 防災・安全対策の充実

施設、設備、通学路の安全点検等、教職員全体で安全な学校づくりに継続的に取り組みます。

突発的に発生する事件・事故・自然災害等に対処するため「危機管理共通マニュアル」を常に見直すとともに、実践的な防災・安全対策を推進します。

地域における見守り活動、子ども110番の家、不審者情報ネットワーク、コミュニティ・スクール等を活用し、地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図ります。

(11) 食育の推進

児童生徒が食の大切さを学び、望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を計画的に推進します。ふるさと教育や地域経済の活性化を図るうえからも、町費による地元産食材を使用した安全安心な給食を推進します。

給食費については、徴収率の向上を図り、学校給食費会計の安定化を図ります。

(12) 教育環境の整備・充実

① 教育施設の整備について

教育施設の安全性、快適性の確保のため、学校と連携を密にし、早い段階での維持補修に努め、長寿命化を図ります。

本年度は、七飯中学校の長寿命化改修に向け、基本設計・実施設計を進めます。

② 学校備品の整備・充実

学習環境の整備充実を図るため、本年度も計画的に教材備品、情報機器の整備を推進します。

③ 奨学金の利用促進

奨学金利用者の負担の軽減、若年層の七飯町への定住移住を促進するため、新

設した「奨学金等償還支援事業」の積極的な利用を推進します。

補足でございます。

この事業については新たな事業として、令和5年度からスタートするということで明記したものでございます。

④ 学校事務職員の共同事務室化について

学校事務職員の業務の効率化を図るため、新設した共同学校事務室の機能的な運用を目指します。

補足でございます。

この項目についても、令和5年度に立ち上げるということで、新たに追記をしたものでございます。

⑤ 小中学校図書室の地域への開放について

「地域とともにある学校」を目指し、引き続き学校図書室の地域開放を推進します。

⑥ ICTを活用した教育の促進について

高度な情報化時代の到来にあたり、七飯町ICT教育推進委員会等との連携により、教育におけるICT活用の充実を推進します。

補足でございます。こちらの項目も今回新たに追加した項目として、今後のICT活用について記載をしたものでございます。

⑦ 学用品の購入に対する助成について

子育て世帯を支援するため、小学校への新入学時に購入が必要な教材等の学用品について、負担軽減を図ります。

補足でございます。こちらも新たな事業として、子育て世帯への支援政策とし

て追記をしたものでございます。

第4 生涯学習の推進

第4次七飯町社会教育中期計画に基づき、引き続き町民一人一人が地域の自然や歴史・文化に親しみながら、生涯にわたり学び続けることのできる生涯学習推進体制を確立します。

子どもたちの健やかな成長のために、家庭や地域が一体となって健全育成に取り組むことができるよう、地域の教育力の向上に努めます。

また、郷土の発展に欠かせないふるさと教育の充実、文化意識の向上と文化財の保護・活用など、文化施策を積極的に推進します。

(1) 生涯学習

老朽化が目立つ社会教育施設については、生涯学習の推進と利用者の安全を確保するうえからも計画的な改修と効率的な整備を図ります。

特に長年の懸案であった図書館については、庁内外に検討委員会を設置し、基本構想・基本計画の策定に着手します。

老人大学については、高齢者が生き甲斐をもって参加したいと思える生涯学習の場として、自治会と連携しニーズに合わせた講座内容等について検討します。

なお、大中山老人大学は、本年度開講30周年を迎えることから、記念事業を実施します。

補足でございます。

こちらの項目では、令和5年から進める図書館の整備について追記をしてございます。また、老人大学については、生涯学習の場として、現状に合わせて見直しをしてございます。さらに、大中山老人大学について

は令和5年度、開講30周年ということから追記をしているものでございます。

(2) 青少年の健全育成

七飯町が、力強く発展していくためには青少年の健全育成が不可欠です。体験・交流活動、社会活動等への参加を促し、郷土を愛し、明日の七飯町を担う心豊かで、心身ともにたくましい青少年を育成します。

また、子どもの安全安心な居場所づくり、健全育成を推進するため、子ども会活動やPTA活動の支援、子どもの社会性や人間性を育むための文化体験など青少年育成事業を推進します。

(3) 家庭と地域の教育力の向上

家庭教育は、子どもの基本的な生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを身に付けるうえで大変重要な役割を果たします。

家庭、地域、学校の連携を強化し、子育て環境を充実するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進し、子どもの健全育成と地域社会の連携強化を目指します。

(4) ふるさと教育の推進

昨年度実施した「夢のあるまち 七飯町」プロジェクトで提案された内容は、いずれも子どもたちが七飯町に誇りを持ち、希望を抱いて暮らすために必要な「夢」に満ち溢れていました。今後のまちのあり方の参考にするとともに、子どもたちが七飯町を知るための学びとしても活用できることから、本年度も継続して実施します。

補足でございます。

昨年度から開始した、このプロジェクトでございますが、昨年度、令和4年度の教育行政方針には記載がありませんでしたが、

必要な事業として今後も進めるということで、記載をしてございます。

(5) 文化・芸術の振興

芸術文化、生活文化、伝統文化など各分野の振興を図るため、各種文化芸術団体等への支援を通じて創作活動を奨励します。また、文化芸術活動に対する助成制度などを活用し、幅広く町民を対象とした芸術鑑賞の拡充や提供に努めます。

(6) 文化財の保護・管理の推進

文化財は、風土や自然、そして、そこに住む人々の営みの中で生まれ、長い歴史の中で守り伝えられてきた町民の貴重な財産です。保存整備と積極的な活用を図ります。

埋蔵文化財のほか民俗資料の展示施設として位置づけている七飯町歴史館において、多角的な視点からの企画展、講座等を開催し、地域の歴史や文化に触れる機会を提供します。

(7) 生涯スポーツの推進

いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツに親しみ、楽しめるよう環境整備に努めます。

老朽化が目立つ七飯町スポーツセンター及び町民プールについては、庁内外に検討委員会を設置し、基本構想・基本計画の策定に着手します。また、東大沼多目的グラウンド（トルナーレ）の維持管理について、民間委託を進めます。

子どもたちのスポーツ離れを防止し、体力向上を目指すため、初心者向けスポーツ教室や競技会などを開催し、運動の習慣化を図ります。本年度、第70回目となる大沼湖畔駅伝競走大会については、1チーム4名の団体戦から1チーム2名のペア駅伝に競技方法を改め実施します。

プロチームや実業団のスポーツ合宿誘致を積極的に進めるとともに、チームや選手によるスポーツ教室の開催など、スポーツへの興味関心を高めます。

補足でございます。

令和5年度から進めるスポーツセンター等整備について、追記をしてございます。また、東大沼多目的グラウンド施設の民間委託を新たに進めるということで追記をしてございます。

IV むすび

以上、令和5年度の教育行政方針について申し上げます。

無限の可能性を秘めた七飯町の子どもたちは、郷土の明日を担うかけがえのない存在です。

七飯町教育委員会としては、厳しい財政状況にあっても知恵と工夫と創造で、子どもたちが夢に向かって邁進し、健やかに成長できるよう教育環境の充実に努めてまいります。

また、町民一人一人が夢と希望をもって健康で生き生きとした人生を送ることができるよう、文化に親しみスポーツを楽しむための生涯学習の環境づくりに取り組んでまいります。

七飯町議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。新年度の教育行政方針といたします。

以上、読み上げまして提案といたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●町長

それでは、ただいま事務局から令和5年度七飯町教育行政方針の説明がありましたけれども、各委員から質疑があればお願いしたいというふうに思います。

山川委員。

●山川委員

方針案は、教育委員としての我々の意見も反映されております。是非これを実行していきたいな、という思いでございますけれども、その中で特に「誰一人取り残さない教育行政」、この点につきまして、七飯町は、他町村に比べて比較的、特別支援員ですとか、学習支援員という方々の配置が多い町ではあると認識しておりますが、そういった中であっても、実際に学校現場からの要望、「もっと多く支援員を派遣してほしい」というような声があって、実際の配置とはずいぶん乖離している。それを何とか解消してあげたいという思いが強いです。

人を増やすということはすなわち、人件費のかかることでございますので、そう簡単なことでもないとは思いますが、我々の強い願いとしては、様々な理由で、例えば、置かれてるクラスのみannaについていけない、そういった子供たちを取り残さないという、一人一人寄り添った支援ができるような環境をさらに整えていただけることを願っております。

あと、もう一つは「夢のある町 七飯町」プロジェクト、とても素晴らしい取り組みだと思います。夢のある子供を育てたいという、これも私達の願いなんですけれども、やっぱり夢を語り合う場というか、みんなに聞いてもらう場というのは、とても大切だと思います。自分が夢を持つことはもちろんそうですけど、お互いに刺激し合う、お互いの夢を聞く場、発表する場がとても大切なことだなと思います。このプロジェクトは、本当に素晴らしいですけども、そういう機会をそれ以外にも、例えば、学校単位とか

そういうところに広げていって、大いに夢を語り合ってもらえれば、とそういう思いがしました。

●町長

ありがとうございました。

今の山川委員の意見に対して、事務局から何かコメントありますか。

●事務局（学校教育課長）

学校教育課から、今のご意見について、お答えいたします。

まず、1点目の「誰一人取り残さない取組」ということで、七飯町におきましては、学習のつまずきが見られるような児童の支援をするための学習支援員として七飯町全体で11名、特別な配慮が必要な特徴を持った児童生徒の支援を行うための特別支援員として、七飯町で全体10名の支援員を学校に配置しているところでございます。

ただ、こういったお子さんをサポートしている中で、やはり学校現場としては「人数がもう少しあれば」という声をいただいているところも事実です。ただ、こちらの方は、有資格者を雇用している関係もあり、なかなか人数を増やすのが難しい状況もございます。また、人数についてはこのところ、この人数を確保しておりますけれども、昨今の厳しい情勢によって、なかなか簡単に学校の現場のニーズに応えることができないような状況でございますけれども、引き続き七飯町教育委員会としては、学習支援員及び特別支援員といった人材の確保に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

もう一つ、「夢のあるまち 七飯町」の取組でございますけれども、今年度実施させていただきますしまして、町内の中学校及び高等

学校、そして、養護学校さんのご協力をいただき、子供たちに発表していただきました。これにつきましては、来年度も継続して行わせていただきたいと思います。

学校現場の方からも「子供たちが七飯町について、この取組でよく考えるようになった」ということで、継続をお願いされている声もありますので、七飯町教育委員会として取り組んで参りたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

●町長

よろしいでしょうか。その他委員さん質疑ございませんか。

信夫委員さんよろしく申し上げます。

●信夫委員

山川委員が言われたことと重複するんですけども、やはり教育行政方針については新しい時代の平和教育に向けた内容になっているということで、私達もそうなんですけども、是非、円滑に推進をするということでいければな、というふうに思っています。

あと、「夢のあるまち 七飯町プロジェクト」については、「地域をどう見るか」とか、「地域の一員として、どう自分が社会の担い手となるか」とか、そういうことが教育に、「自分たちに育む」ということで求められている訳ですから、その内容ととてもマッチしているなと思っていました。ですから、それをさらに発展させることによって将来、「自分は日本の、あるいは七飯の一員なんだ」、「こういう社会を作っていくんだ」という、一人一人が考えられるような、そういう取り組みにもっともっと発展すればいいなと思いました。

高校については、ここだけの問題ではないですけども、少子化に伴って高校の存続の危機が言われています。その中で、高校の特色化だとか魅力化だと言われていろんなところで、いろんな地域の特性を生かした取り組みが高校で始まっています。

私も時々、ネットで見えて「こういうことやってるんだな」とって、思うんですけども、まだ七飯高校には生徒が集まっているっていうこともあるんですけども、将来かくかくと人数が減ってきます。高校が町から無くなるだとか、あるいは、間口が減らされるってことは、やっぱり町にとっても損失だと思っておりますので、そこら辺のところを見据えながら、そこと結び付けられるプロジェクトになるととてもいいかな、っていうふうに去年見させてもらっていました。是非、発想とかいろんな視点でプロジェクトをみてほしいなと思っております。

支援員の話で、本当にいろいろな支援が必要な子供たちが増えています。なぜ今、増えているのかというと、さっき菅沼委員とちょっと話してたんですけども、私達の理解が進んだということもあると思うんですね。私がまだ40代の頃に、やっと「特別支援」とか「発達障害」という言葉が出てきて、研修が始まったんですよ。今、振り返ったときに当時は、あの子供たちの特性をすごく叱っていたんですけども、そういう叱る問題ではなくて、「その子供たちの特性だったんだな」と、そのことがもっと早くわかっていたら、もっとなにかあったのになっていう、そういうこともあるんですけども、その支援も同じような支援じゃなくて、一人一人が違った支援が必要だということ。ICTとかそういう充実も必要です

けども、最終的には人の配置かなと思うので、いろいろな条件があるとは思いますが、そういう子どもたち一人一人に寄り添うというか、取りこぼさない教育を目指すためには、やっぱりそういう人が必要だと思うので、重ねてそこら辺のところを考えていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

以上です。

●町長

はい、これについて事務局コメントお願ひします。

●事務局（学校教育課長）

はい、それでは学校教育課から、今の2点についてお話をさせていただきます。

まず、「夢のあるまち 七飯町」の取組につきましては、先ほど山川委員さんからもお話があったときにお話したように、引き続き取り組んで参ります。来年度につきましては、教育課程編成の中に取り込んで、学校全体として、授業の一環として、取り組むような形を行いますので、引き続き、小学校も含めて、将来的には検討してまいりたいと考えているところでございます。

高校の存続の取組につきましても、高校自体は道立高校ですので、七飯町というよりは北海道の取組になってくるところはあるんですけども、ただ、こちらの方は七飯高校の子供たちの取組みが、魅力に繋がると考えておりますので、今回「夢のあるまち七飯町プロジェクト」に参加いただいて、七飯高校のお子さんが七飯中学校のお子さんたちと意見をいろいろ取り交わせたりしておりますので、そういった面では、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

あと、2点目の支援が必要な子供が増え

たということで、学習支援員と特別支援員のサポートということでございますけれども、こちらにつきましても、指導というより、子供の「困り感」、子供が様々な特性を持っております。単純に反発とかそういったものもあるかもしれませんが、基本的には子供が、自分の中で「うまくいかない」という思いがあったり、そういったことをうまく外に出せない結果、「困り感」として、いわゆる学校の中では怒られるような行動をとるようなこともあるかと思ひます。そういった面でも、配置した支援員、特別支援員も、コーディネーターの先生ともありますので、学校全体として、取り組んで参りますので、引き続きご理解よろしくお願ひいたします。

●町長

はい、よろしいでしょうか。

私も16、7年前に七飯高校が4間口から3間口に、1間口減るといふときに、ちょうど大中山中学校のPTAの役員をやっております、署名を集めて、道教委まで七飯中の役員と一緒に届けた記憶がありますし、そういう意味では「夢のあるまち 七飯町」プロジェクトというような形で、高校の魅力が高まって、募集に対する応募人数が多いと（高校が）持続できると。いろんなことを考えると、町と道とタッグを組んで、まち作りの方に励んでいくというような形で進めたいと。

何か思いが伝わってきましたので、議長ですが、すみません。

その他委員さん、何かございませんか。

菅沼委員。

●菅沼委員

特別支援について重複するんですけども、

七飯町の学校を見て20年ぐらい前から見ると、だいぶ明るくなってきています。でも、まだまだ今の特別支援教育では追いついていないという部分、先生一人一人の実態もそうですし、教育的ニーズとか療育ですよね。それに合わせて特別支援員を考えていくと、先生の専門性、専門的な知識、年に1回とかじゃなく、定期的に七飯町の先生たちがチームになって研修会を行うとか、実践発表会のような形で。先生たちは(子どもの)「困り感」とか、少しでも絶対困っていることがあると思うんですよね。お互い人間同士なので、そこでお子さんたちにうまく関われなかったり、支援に繋がらないってというのは、そこから保護者との関係性も悪くなってくるので、そういう保護者との信頼関係を築くのも大事ですし。

やはり特別支援は、教育的機能も福祉的機能も含まれて欠かせないことなので、そういう意味でも福祉の方と連携をとりながら、より支援に繋げていけたらいいなと思います。お願いします。

●町長

これについても、さっきの「夢のあるまち七飯町」プロジェクトの中で、養護学校さんも参加してくれたということが非常に大きいかな、っていうふうに思いますよね。これからの多様性の中でも、前進していくというふうな。

●菅沼委員

一人一人いいものを持っているんですけども、障がいが重くなればなるほど、スポットライトが当たりづらいんですよね。テーマが「夢」という素敵なテーマができて、その理念に繋げていくためにも、やっぱり言葉を話せない障がいがある子だったら、保

護者との繋がりもより強く築いていって欲しいな、って願いでいっぱいです。

●町長

ありがとうございます。そういう思いを込めた形で、今後も進めていきたいと思えます。あと、ございませんか。

加屋本委員さん。

●加屋本委員

3名の教育委員の方々と若干重複することはありますけども、教育行政方針については私らも含めて策定しているので、全面的には賛成しているということですが、せっかくの場なので、さらにそれを補強するという点で数点、意見を述べたいと思いません。

昨年、私は2点の意見を申し述べました。

一つは教育行政方針のような大きな方針ってというのは、コンパクトで具体的にはなかなか書くことができないので、特に学校教育や生涯教育に携わる職にある方は、方針のこの行間にある意図をしっかりと汲み取って、具体的に企画して実施してほしいというお願いをしました。

もう一つは、方針のキーワード。これは去年、初めて出ましたけれども、「夢」についてです。夢を持つこと、夢を実現すること、そういうことの重要性とか、あるいは難しさとか、こういうことを含めて具体的な指導や、また、普及してほしいということをお願いしました。

これらのことについては、コロナ禍という厳しい環境でしたけども、学校教育活動や社会教育活動においても、いろいろ工夫された取り組みがなされていて、大きな成果があったんじゃないかなっていうふうに私は思っております。

その例の一つが「夢のあるまち 七飯町」プロジェクトで、七飯町長と夢を語り合うプロセスという、非常に素晴らしいほのぼのとする良いものが出てきました。それは良い一例ではないかなと思っています。

そこで意見の一つとしては、1頁の全般の始めにあり、重複しますけども、今年度の方針のキーワードも「夢」であるので、学校教育にあっては、「夢を持つことを育む教育」、「夢を実現できる力を育む教育」、生涯教育にあっては、「夢と希望を抱き続ける教育」、こういうふうになっております。引き続き、その具体的な実践を進めていってほしいと思います。ここのことは、令和4年度の七飯町施政方針の中の特に、「生きがいと健康寿命を高めるまち」、「子育てを楽しむまち」、これの実現の根本になることじゃないかなと思いますので、是非とも町長部局と協力しながら様々な取り組みをしてほしいなと思います。

二つ目の意見として、「ふるさと教育」ということで、10頁(4)に新しい項目として出てきます。これも継続・発展させてほしいということ。発表する児童生徒だけでなく、何らかの形でその学校の全員が関わっていける方法を、各学校などで工夫しようとしていくことが大事ではないかなと。例えば、「いじめ防止標語」、全くそれと同じようにならないと思いますけども、各学校の取り組み方について色んな素晴らしいアイデアが出てくると思います。そういうふうにしていくことによって、児童生徒は自分の町というのを好きになり、さらには自分の町を誇れる。ただ、そのことについては前提として、児童生徒一人一人が自分を好きになるということが根本になればな

りません。自分を好きになり、自分のクラスを好きになり、自分の学校を好きになり、そして自分の町を好きになる。そういうふうにならなると、私はどこに出ても素晴らしい人間としてやっていけるということで、学校教育で自己教育力といいますか、自己実現とかそういうものとも関連することなので、是非とも協力してやってほしいなと思います。

意見の三つ目ですけども、8頁の「⑥ICTを活用した教育の推進」についてです。GIGAスクール構想とかデジタル教科書等、教育のデジタル化は変な言葉ですけど、国策として避けては通れない面はあると思います。ただ、学校教育に取り入れる目的とか使用方法というのを間違えないように、各学校に指導、あるいは協力して取り組んでいければいいと思います。例えば、音声や動画、ネイティブな英語、画面の書き込みとか情報の共有、時間や空間を超えるオンラインの利便性においては、良い面があります。児童生徒の学習効果が飛躍的に上がるという利点もあります。ただ、その反面ですけども、やはり、スマホの普及も絡んで、視力低下への拍車。家でもスマホ、学校でもデジタルっていうことで、ネット依存とか、スマホ脳とか、あるいは読解力や定着度も紙よりは低いという研究成果もありますし、思考力や熟考する力の低下というの也被言われています。また、教員の機器操作や教材作成の負担などの課題も多くあると思います。教育のデジタル化っていうのはあくまでも授業方法の一つの手段であって、決してそれを目的化してはならないんじゃないかなと、私は思います。

やっぱり授業の根本っていうのは、教材

を挟んで児童生徒同士、あるいは先生と児童生徒、その温かみのある、こういう気配りの中で人間関係を醸成するっていうのが、特に義務教育学校にとっては一番ではないかと思います。

それが、いつも教育長が述べられる「とにかく楽しい学校作れ」って、そういうことになるんじゃないかなと思います。こういう二つの価値を十分に理解した授業を構築することを各学校でも工夫を凝らして行ってほしいし、教育委員としても委員会としてもそういうものを指導して行ってほしいと思います。

悲しいんですけども、デジタル化の目的の一つ、あんまりこれは世間では言われていないんですけども、あくまでも効果的に利用した場合ですけれども、教師の余剰時間を児童生徒と向き合う時間、それを確保するためっていうのも一つの大きな目的だと思うんですよ。だから決して、機器操作とか教材作成に忙殺されることのないようにこれらの研修を充実させるということで、教育委員会の協力も非常に必要じゃないかなって。

最後になりますけど四つ目、9頁「(1)生涯学習」ですとか、11頁「(7)生涯スポーツの推進」で新しく掲げられたことですけども、念願の図書館、スポーツセンター、プールの改築について。この3施設について町民の期待っていうのは、本当に大きいんじゃないかなと思います。そして、生涯教育には絶対に必要なものではないかな、と思います。財政状況というのも十分に勘案しながら、七飯町の人口とか町の規模に見合った、慎重な検討をお願いしたいと思います。何よりも使い勝手が良くて、多くの

町民に有効に利用されて、末永く愛される施設、こうなることが生涯教育の推進に繋がるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上のことについて、私は教育委員としても全面的にバックアップして協力していきたいなど。非常に長くなりました。

●町長

どうもありがとうございます。教育行政方針の中身について、現場の部分での活用、運用それから方向性、というような形で、教育長に最後というか、まとめた形でご発言いただければと思いますが。

●教育長

はい。いろんなご意見をいただきました。学校現場はですね、楽しくなるために、あるいは子供たちが夢を持つために、その大前提は教育委員会事務局自身が夢を持った子育て、教育をしていくことが大事だろうというふうに思っています。社会教育施設もそうです。

そういう意味で、先生方が子供たちに接する時間、子供たちと対峙する時間を設けるための働き方改革である、という大前提に基づいてですね、教育委員会も先生方が働きやすい環境をつくるための組織であって、決して指導管理をする組織ではないということ。そこをしっかりと肝に銘じて、先生方も教育委員会の職員も夢が持てるような環境を作り上げたいということ。それをこの1年間の目標にして事務局一体となって頑張っていきたいというふうに思いますので、教育委員の皆様初め、今日傍聴に来られてますけども町民の方々も含めてですね、是非ご協力いただければなというふうに思っております。ありがとうございます。

●町長

ありがとうございました。

教育行政方針について記載した以上に、中身の部分をだいぶ皆さんに掘り下げていただきました。

これをもって教育行政方針の部分はまとめていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員より「はい」の声あり)

●町長

それでは、教育行政方針の方はこの形で進めさせていただきたいというふうに思います。

次第の5 その他になりますけれども、事務局、委員の皆様、何かその他でございますでしょうか。

(委員より「ありません」の声あり)

●町長

ありませんか、ないですか。

それでは、ないようでございますので、これをもって議事の進行を終わらせていただきたいと思いますというふうに思います。

委員の皆様どうもご協力ありがとうございました。

これもちまして、令和5年第1回七飯町総合教育会議を終了いたします。

大変お疲れ様でした。どうもありがとうございました。

午前11時52分閉会

5 閉会

●事務局（総務課長）

ありがとうございました。町長におかれましては議事進行、大変お疲れ様でございました。

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 2 月 22 日

議 長 杉 原 太

委 員 山 川 俊 郎